

悪質商法の被害にあわないために



8月23日(月)に開催しました!

悪質商法には、架空請求やワンクリック請求(不正請求)など色々あります。

このような、トラブルに巻き込まれないためにも、

- ・普段から規約に目を通すようにする
- ・怪しいサイト・メールは、開かない
- ・見覚えのない事や物は、無視・拒否する
- ・焦らず、家族や消費生活センターなどに相談する

などが大切であると思いました。

誰もが起こりうる事なので、「自分は大丈夫」「なんで騙されるの?」と思わず、

悪質商法について学んでいきたいですね!

今回ご参加いただいた受講者のみなさま、ありがとうございました。



